

福島県行政書士会福島支部 レクリエーション事業助成金について

令和元年 7 月

1. レクリエーション事業助成について

会員相互の親睦がより一層図られるように、一定の条件のもと、平成 13 年度から継続して活動費を助成し、レクリエーションクラブ等活動の推進を図っております。

今年度も助成を継続することとなりましたが、申請しやすいように助成の条件等を見直しましたので、下記の要領をご確認のうえ、奮ってお申込み下さい

2. 要件等

資格	責任者を定め、福島支部会員 5 名以上が参加すること。
目的	会員相互の親睦が図れる、又は会員の健康増進に役立つ事業であること
助成金額	2 万円を基本とし、三役協議の上で決定する（但し、1 団体年 1 回とし、人数・内容により上限 5 万円まで、予算範囲内で先着 5 団体程度とする）
申込方法	開催予定日の 1 ヶ月前までに事務局宛に申込書を提出する
諾否決定	三役協議の上、3 週間前までに責任者宛に諾否決定の通知をする
報告義務	助成金を受領し事業を行った場合は、支部長宛に報告書を提出する 支部報で当該事業の報告をするため、支部報にも原稿を提出する
事前募集	活動を計画したが参加人数の要件を満たさないなどの場合、1 度に限り支部報で参加者を募集することができる（申込書は下記を利用する）

申 込 書

申込日 令和 年 月 日

福島支部長 様

責任者住所

責任者氏名

電話番号

印

1. 開催の目的

2. 日 時

3. 場 所

4. 参加人数

5. そ の 他